

(修了生用)

修了生の自習室利用申請について

第2本部棟7階の第2自習室については、在校生が使用しない分を修了生用の個席として指定している。

2018年4月以降に修了生用個席の利用を希望する法科大学院修了生は、2月20日(火)17時までに大学院係窓口のボックスに届けること。(様式は同ボックス上に置いてある。)

利用できる個席については、3月中旬頃に、法文1号館アーケード内に掲示する予定である。なお、今回の指定については、学務委員会での抽選とするが、平成30年3月の修了生を優先するため、応募者が多数の場合はそれ以前の修了生に個席が割り振られない可能性があることを留意されたい。

また、今回指定された個席は、2018年4月から2018年9月まで利用することができるものとする。

なお、現在指定されている個席は3月23日(金)をもって利用できなくなるため、清掃・原状復帰をし、私物は必ず持ち去ること。

2018年1月

法曹養成専攻長